

第二十四回国会 衆議院 大蔵委員会議録 第二十八号

昭和三十一年四月十二日(木曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君

理事春日 一幸君

浅香 忠雄君

竹内 俊吉君

中山 榮一君

保利 茂君

井上 良二君

平岡忠次郎君

横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

出席政府委員

大蔵政務次官 山手 滿男君

大蔵事務官 東條 猛猪君

(銀行局長)

委員外の出席者

中小企業金 坂口 芳久君

融公庫総裁 専門員 椎木 文也君

四月十日

委員池田清志君、内田常雄君及び山本勝市君辞任につき、その補欠として遠藤三郎君、淺香忠雄君及び中山榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員田中織之進君辞任につき、その補欠として竹谷源太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員下川儀太郎君辞任につき、その補欠として石村英雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事石村英雄君同月十日委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

四月十一日

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)(参議院送付)

物品管理法案(内閣提出第九七号)(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 理事の互選

金融制度調査会設置法案(内閣提出第七六号)

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

國家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)

○松原委員長 これより会議を開きました。

まず理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。理事であります石村英雄君が一昨十日委員を一たん辞任いたしましたことありますので、理事が一名欠員となっております。この際理事の補欠選任を行いたいと存じますが、その方法は、先例によりまして委員長

において御指名いたすに御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。それでは委員長におきましては、石村英雄君を再び理事に御指名いたします。

○松原委員長 この際御報告いたします。当委員会において予備審査中の関税法等の一部を改正する法律案及び物品管理法案の両法律案につきまして、昨十一日参議院においてそれぞれ議決され、同日本院に送付されて当委員会に本付託となりましたので、御報告いたします。

なお物品管理法案は参議院において修正いたしましたので、その修正部分について参議院側の説明を聴取することといたしたいと存じますが、その日時等につきましては、委員長に御一任を願っておきたいと存じます。

○松原委員長 次に去る九日、当委員会に審査を付託されました財政法の一部を改正する法律案及び國家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案の両法律案を一括議題として審査に入ります。まず政府側より提案理由の説明を聴取いたします。

大蔵政務次官山手滿男君。

財政法の一部を改正する法律案

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 大蔵大臣は、毎会計年度の予算編成方針を作成し、前年度の七月中に、閣議の決定を経るのを常例とする。

次条の見積りに関する書類の作製及び第十八条第一項の概算の作製は、前項の予算編成方針に従つて行うものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 内閣は、第十六条の二第一項及び前条の閣議決定に当つては、閣議による審議の過程において、次に掲げる國務大臣の會議(以下「予算閣僚會議」という。)により審議を進めることができる。

一 内閣総理大臣

二 大蔵大臣たる國務大臣

三 経済企画庁長官たる國務大臣

四 その他内閣総理大臣の指定する國務大臣 二人以内

内閣官房長官及び大蔵政務次官(大蔵政務次官が二人あるときは、大蔵大臣の指定する大蔵政務次官)は、予算閣僚會議に出席し、その審議を助けるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第十六条の二及び第十八条の二の規定は、昭和三十一年七月以後の予算について、適用する。

國家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

國家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

國家公務員のための国設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「人事院」を「國家人事委員会」に改める。

第三条第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 大蔵事務次官

第四条第一項第五号から第七号までを次のように改め、同条第二項を削る。

五 総理府総務次官

六 内政事務次官

七 國家人事委員会事務局長

第五条第一項中「内閣官房次官」を「大蔵事務次官」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改める。

第十條中第六号を次のように改め、第十一号を削り、第十一号の二を第十一号とする。

六 國家人事委員長

附則

この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中宿舎審議会の項を削る。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中資産再評価審議会の項の次に次のように加える。

宿舎審議会議事 大蔵大臣の諮問に應じて、国家公務員のための宿舎の設置、維持及び管理に関する重要事項を調査審議すること。

○山手政府委員 ただいま議題となりました財政法の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

最初に財政法の一部を改正する法律案につきまして御説明を申し上げます。

政府は、行政機構の改革及び行政運営の改善をはかる目的のもとに、別途内閣法、国家行政組織法の一部改正等を今国会に提案し、御審議を願っておりますが、本法律案は、これらの諸法律案と並んで、予算編成に際しまして、あらかじめ予算編成方針を作成すること及び予算閣僚会議に関する制度を設けることにつきまして、財政法に所要の改正を加えようとするものでございます。

以下その内容について申し上げます。まず、政府が予算を編成するに当たっての基本的な方針となります。予算編成方針に関する規定を置いたこととすなわち、毎年度の予算編成方針

は、大蔵大臣が作成をし、前年度の七月中に閣議の決定を経るのを常例とすることとし、各省各庁の長が歳入歳出等の見積りに関する書類を作成し、また、大蔵大臣が歳入歳出等の概算を作成する場合に、この予算編成方針に従って行うこととしたしております。

次は、予算閣僚会議に関する規定でございますが、内閣がこの予算編成方針及び歳入歳出等の概算の閣議決定をするに当りましては、閣議による審議の過程におきまして、内閣総理大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官及びその他内閣総理大臣の指定をする二人以内の国務大臣の会議、すなわち、予算閣僚会議によりまして審議を進めることができることとし、もって閣議における予算審議を一そう円滑ならしめることといたしております。

次に、国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その内容の概略を御説明申し上げます。

今次の行政機構の改革に伴いまして、従来内閣総理大臣の所轄のもとにありました宿舎審議会を、国設宿舎に関する事務の処理上、その事務を総轄する大蔵大臣の所轄のもとに移しますとともに、この審議会の会長を大蔵事務次官とすることとしたのであります。また、ただいま別途御審議を願っております国家公務員法の一部を改正する法律案、内閣法等の一部を改正する法律案及び近く提案することを予定しております内政省設置法案等による機構改革に伴いまして、必要な規定の整備をはかることとしたのであります。

以上、財政法の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願いを申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

○松原委員長 次に、金融制度調査会設置法案を議題として、質疑を続行いたします。横鏡重吉君。

○横鏡委員 大臣に伺います。現在の金融機関の重立ったものは、大蔵大臣の免許になっていくわけであり、この免許については、金融機関を、大臣としてはいずれも健全に育てたいと考えているかどうか、この点伺いたい。

○一萬田国務大臣 いろいろ、いずれも健全に育てていくように監督をいたすわけでございます。

○横鏡委員 大臣は健全に育てたい、いろいろ御答弁でございますが、そうすると、健全に育たないところの理由が政府にある、大蔵大臣の考え方にあろう、いろいろ点があつた場合、これをどういうふうな処置をされるか。

○一萬田国務大臣 そういろいろなことがあつてはならぬと考えております。結果的に見て、金融機関で不健全なことがありますれば、それについて適当な処置はやらなくてはならぬ、また金融機関の健全について、一体どうすれば健全になるか、これは政策として考慮していかなくてはならない、かように考えております。

○横鏡委員 政府の持っている金融機関の対策が平等でない、片方に対しては厚い手当をし、片方に対しては薄い手当をしている、そういうふうなところがあるために、平等に健全に育たない、この点に關してはどうか。

○一萬田国務大臣 それぞれの業態、あるいは事情に応じて公平を期しているわけでございます。

○横鏡委員 公平にされるというものは、今までは欠陥を順次直して、今後その取り扱い方を全部同じにしていく、こういうふうな考え方でございませうか。

○一萬田国務大臣 全部同じというものは、これはいろいろ御説明を聞かなければわからないのでありますが、いわゆる事情に依り業態に応じて公平になるように、特にある金融機関を不当に保護し、他のものをおろそかにする、そういうことはいたしておりません。それぞれの目的にかなうように公平に育成していく、かようにいたしていただくわけであります。

○横鏡委員 それじゃ具体的に伺っていきますが、現在の金融機関のうち、普通銀行と、中小企業を対象とした銀行との間には、金利の上については、はだしい差がある、この差について、大臣はどういうふうな考えをおるか。

○一萬田国務大臣 中小企業と大企業についての金利であります。これは私としては、金利であります。以上、いずれもなるべく事情が許す限り低い金利で資金の融通ができ、また受けられるようにいたしたいと考えております。これは事務当局から説明をさせますが、今日中小企業の金利がいろいろ関係で、若干市中

では高いと思っております。これを今どうやって引き下げるかということについて努力を払っておるわけであり、原因その他について、あるいはどういうふうな差があるかについては、政府委員から答弁いたさせます。

○横鏡委員 金利は安いけど日本の産業の安定のためにも、あるいはまた国際貿易の競争に勝つためにもいいというところは、大臣も私も見解は一致していると思つております。ただしかしながら、現在普通銀行と中小企業を対象としたところの金融機関の間では、貸し出しの金利に相当の開きがある。この開きというものは、決してよいものではないと思つております。大臣は今公平に育てるということを言っておりますが、大臣のとつておる政策が公平に育成しておられないから、この差が出ておるのではないかと思つておるのですが、いかがですか。

○一萬田国務大臣 そうではないのであります。終戦後におきまして、中小企業等の資金の融通は非常に苦しく、かつ金利も高かつた。それが漸次その後の政策によりまして、中小企業向けの資金も豊富になり、かつ金利も低下いたしておる、かような情勢であります。ただお話しがありましたように、その他の特に大企業あるいは大きな商業資金等に比較すると、資金源あるいはまた取扱いの手段、いろいろな関係から、中小企業の資金の方が金利が高いだろつと私は考えます。どれほど高いかは政府委員に説明をさせますが、それをさらに是正していきたい、かような努力を今払っておるわけであります。

○横銭委員 その是正するという努力は、具体的にはどういふことですか。

○一萬田国務大臣 たとえば一例をとってみても、商工組合中央金庫の金利が一番中小企業向けの金利で下り方が少なかった。あるいは高いと申し

ていいと思います。それで、この商工組合中央金庫の金利は最近二厘五毛引き下げる。さらに商工組合中央金庫は、資金源を債券の発行によっておられます。従いまして、今後この金融債の借りかえ等について考慮を加えまして、さらに金利の低下もはかりたい、具体的にはそういう措置をとりつつあるわけでありませう。その他につきましても、なるべく資金源をふやしまして金利の低下をはかっていきたい、かように考えておるわけでありませう。

○横銭委員 今の大臣の具体的な考え方というのは、決して今日の当面している中小企業を対象とした金融機関の金利の引き下げ策ということには、私はなっていないと思う。今日の中小企業を対象とした金融機関は信用金庫であります。それから相互銀行であります。こういうものが中核的な役割を果しているわけでありませう。この相互銀行、信用金庫と普通銀行の金利の差というものは、現在当局がとっておる金利の引き下げということによって、全面的なしわ寄せを受けておるのです。従ってこの問題に対しては、当局として、これらの金融機関の金利の引き下げに対する具体的な対策を何らかの形で私は出さなければならぬと思う。長い間金融機関に対しては権威を持っておられる大臣であるから、当然このことはわかつておるはずであります。何らかの

対策を持っておるのではないかと思ひます。従いまして、それらの方向なりあるいは大きな構想でもけつこうです。から、この際にお具体的にお聞かせをいただきたい。

○一萬田国務大臣 少し具体的に御答弁を申し上げますが、今御指摘のたゞえは相互銀行、これは申すまでもなく、従来無尽を営んでおったのが、銀行業務を営むことができるようになりまして、相互銀行になった。本来、これは相当長期の資金を出しておる。従いまして、相互銀行から出る資金がある程度金利の高いということも、これは長期的な関係からやむを得ない。しかしこれらにいたしましても、今後資金がふえて参ります。従いまして、やはり金利は安くなる。むしろ今後、資金は借手市場になっておられますから、借り手の方から見ればよほど楽になっていくし、一そうそれが助長される。そういうふうに金利が下った場合に、むしろ銀行の経理あるいは銀行の資産内容等を健全に保持していくのには一体どういふふうにするか、という方に関心が多からう、かように考えておるわけでありませう、かように考へておるわけでありませう、かように考へておるわけでありませう、かように考へておるわけでありませう、かように考へておるわけでありませう。

○横銭委員 今日一般的な見方として、普通銀行には金が余つてきておるといわれておる。また現実にはそういう現象が出ておる点が、幾つかの点で指摘をされておる。その反面に、中小企業金融機関というものはききわめて金融

が逼迫して苦しい。これは大臣が御承知のように、二月、三月の不渡りは非常に小口であった。しかもこれがわが国における最高の件数を示した、こういうふうに報道されているわけですが、こういう現象については、大臣はどうお考えになりますか。

○一萬田国務大臣 これは中小企業金融の点もありますが、中小企業一般の問題になると思ひます。従来中小企業が社会的な構成の上で力が弱く、これは私率直に認めなければならぬと思ひますが、その結果、いろいろの関係からこれにしが着つてきて、中小企業が格段にお苦しみになつておるといふ事情があつたと思ひます。従いまして、中小企業の対策というものが常に問題になるのであります。しかしそれが先ほど申しますように、第一に金融が非常に緩和して、大企業というものが資金的にも融通を受けやすくなり、金利も低下して負担が軽くなる。そうなる

と、中小企業に対しては、それらの製品の納入等について長い手形を出しておる、あるいはひどいものになると未払いにしておる、こういうのが、私の考へておる程度現金取引で払える、また手形を渡す場合にしても、なるべく割引がしやすいうちに、短かい期日の手形を渡す、こういうことを指導し、また可能になると思つておられます。こういうふうにするこゝとによって、中小企業は自分の作った製品がすぐに売れる、あるいはまた自分が商売用に仕入れておる商品がすぐに売れていって現金化する、こうなると、金融は非常に楽になる。私は今後そういう方向にできるだけ金融面においても持つていくべきなんです——むしろ商売ですから、

借入金がなくして済むというわけではな。仕入れ資金その他はむしろ要る。それについては、先ほど申しましたように、できるだけの手を尽しつつ、今までほとんどに中小企業を苦しめておった資金面、そこにメスを入れていきたい、かように考えて今日解決をはかつておるわけでありませう。

○横銭委員 答弁が少しくされておるようには感じておつたのですが、ただ最後に、中小企業にメスを入れていくという御答弁があつたのです。メスを入れていくというならば、問題点に向つて率直に入つていくのが一番いいと思ひます。この場合、わが国最高の不渡り件数が出ておるといふことは、とりもなおさず中小企業における金融が逼迫をしておつて、これらを扱つておるところの銀行、金庫から、これらの関係に回し得る資金が少いことからきて、こういうふうに見ておるわけでは、大臣が本腹を入れてこゝろの機関の問題の解決に具体的に乗出していかなければならぬのではないかと、かように考へるわけでありませう。この点についての御見解を伺いたいと思ひます。

○一萬田国務大臣 お説の点につきましては、なお十分実地について調査もし検討も加えますが、私は中小企業行きの資金量が少くなつたから不渡りがふえたとは考へておりませう。私は、今日やはり一般の金融情勢が漸次中小企業にも及んでいって、徐々にではありませう、幾らかおこれておりますが、中小企業金融も楽になりつつある、かように考へておる。従いまして、そのために不渡りがふえるとは思

いませぬ。不渡りの起る原因は、単に金融ばかりではありませぬ。その原因はもう少し深いところにある。企業自体の本質に関する点から起つておるものも少くないのでありませう、私はそういう点にやはり今日考へてを及ぼして、一体中小企業をどうするかという点に本式に取り組みたい。ただ中小企業は困つておるから、それなら借金をふやしてあげたいといふのでは、中小企業の解決はとうていできない、これは一時を糊塗することになる。本来必要とする金は円滑にしなければなりません、困つておるから金利で助けたいといふ考へ方は、かえつて中小企業を一そう困らせることになるのではないかと、かように考へるが、

中小企業については問題が複雑多岐で、特に非常に競争が激しい、転換もしやすい、経済的に見ていろいろ困難な問題を含んでおると思ひますが、要点は、やはりマーケットを与えてやること、一番大事だと思ひます。言いかえれば、中小企業の製品が売れるという市場を内外にわたつて確保してやる。市場を確保したらそれが円滑にいくように——私は現金取引をあまり好まない。大体手形取引でいいと思ひますが、中小企業なんかには、ある程度現金で取引をすることも考へていんじやないか。また手形でもやる場合は、中小企業は金額も小さいので、長い手形でもらつておつたのではどうにもならぬから、手形期日もなるべく短かくする、そういうふうな商習慣も漸次導入していきたい、かように考へておるわけでありませう。

○横銭委員 中小企業全般論として、なお私は多数の意見があると思ひ

のです。ただ、今は金融制度の問題だからして、全般論についての意見は差し控えますが、問題は、今日これらの中において具体的に回っている金が少いということ、少いがためにいろいろの現象が出ています。しかもこれに對して、当局は手を打たれていないではないか、そこに私は問題があると思うのです。金融制度の改革案を出されたとしても、これは、本質的には日銀の問題であり、あるいは普銀の支払準備金の問題であり、政策委員会の問題である。こういふような点だけに対する解決が出ておいて、今日当面している普通銀行と中小企業を對象とした金融機関との金利の大きな開き、この面について何ら対策が出ておらぬ。あるいはまた、これらの銀行は資金量が非常に少く、コストが高いので、こういふ面を解決してやれば、わが国の中小企業は相当潤って来るが、これまた何ら手を打っていない、ここに問題がある。従つて、この問題に對する大臣の根本的な考え方を聞きたいと思う。大臣は、金融機関を通じてこれをどういふふうで解決づけようとしているのか、見解を伺いたいと思つます。

○一萬田國務大臣 一応現状から申しますれば、最近中小企業金融機関も資金量においてはさうお困りにならない。これは従来、たとえば今御指摘の相互銀行にしても、これは最近相互銀行になりまして銀行業務を営み、資金量も相当ふえております。従来無尽という形でやっておりましたが、無尽によつての金融よりも、今日の相互銀行になつての金融の方が、中小企業に与える資金量が現実にはふえていると思つます。しかもこの相互銀行の預金額と

○一萬田國務大臣 今私が申し上げましたようなことを実際に私どもはやつておるのであります。たとえば中小企業に對する金融機関である相互銀行等も、日本銀行と漸次取引をしていく数をふやしつゝある。これも、やはりこれらの銀行の資金の需給について発券銀行の機能を利用できる、活用できる、かように考えている。まあしかし、これには中央銀行としての立場もありまして、漸次妥當なところへいかなければなりません。必ずしも思ひよりにはいかぬかも知れませんが、しかしふやしつゝあることは事実であります。同時に、また大銀行等の資金が今後相当ゆつくりしてきますから、それが中小企業の方に回るように、さういふふうなことは當然考えていくべきだ。これは、今ここで具体的にいろいろ申すこともまだ時期ではありませんが、さういふ点も具現をしたい、こういふふうで考えております。

○一萬田國務大臣 今私が申し上げましたようなことを実際に私どもはやつておるのであります。たとえば中小企業に對する金融機関である相互銀行等も、日本銀行と漸次取引をしていく数をふやしつゝある。これも、やはりこれらの銀行の資金の需給について発券銀行の機能を利用できる、活用できる、かように考えている。まあしかし、これには中央銀行としての立場もありまして、漸次妥當なところへいかなければなりません。必ずしも思ひよりにはいかぬかも知れませんが、しかしふやしつゝあることは事実であります。同時に、また大銀行等の資金が今後相当ゆつくりしてきますから、それが中小企業の方に回るように、さういふふうなことは當然考えていくべきだ。これは、今ここで具体的にいろいろ申すこともまだ時期ではありませんが、さういふ点も具現をしたい、こういふふうで考えております。

○一萬田國務大臣 金融制度調査会では、金利の引き下げについては、具体的に、今私が質問申し上げたような点について何らかの対策をとらう、こういふふうで考えておいでですか。たとえば相互銀行や信用金庫、さういふものに対して、どうしたならば金利を下げることができるとかという点について、もう大臣の構想はおありだ、さういふふうな御答弁なんでしょうか。

すか。また大臣としては、その状況はどうか。また大臣としては、その状況はどうか。また大臣としては、その状況はどうか。

○一萬田國務大臣 いろいろあります。大まかにいえば、物価の安定と経済の拡大にあると思います。

○横越委員 今日物価からいって、物価の安定あるいは日本全般の安定というものは、そういう状況は、見方はありますが、一応できてきているのじゃないか。そういう問題よりも、もっと日本全体の金利を下げなければならぬ、また国際的に見ても、日本の金利は高いということがいわれておる。従って、これはどうしても自然に下っていくのを待つよりも、金利政策を優先して、もっと下げようというものが、おとす出てこなければならぬ。そういうような現われが、普通銀行に対して金利引き下げになってきておるのだが、ただ普通銀行だけの金利引き下げというだけでは、迷惑を受けるものが先ほど申し上げたようにいるのです。普通銀行で下げられるならば、相互銀行、信用金庫は客をとられて、迷惑を受ける。従って迷惑を受けないような全体的な金利引き下げを必要とするのではないかと。大臣はそれに対して、環境である、また故意に下げるときには、どういふように言っておるが、実際には当局がもう少ししてこを入れて、金利引き下げの方法を打ち出すべきでないでしょうか。

○一萬田國務大臣 表現の仕方は、言葉の上でいろいろありますが、大体お話のように現実がなりつつあるのではないでしようか。

○横越委員 現実がなっておるという点ですが、大臣、それは普通銀行が下る、それからその他のクラスの金融機関はそれをかぶつておる、これが現実の姿なんです。これを大臣が認めていいというふうにお考えならば、私が最初に質問したところの、金融機関を公平に健全に全部育ててなるのかという点に対して、大臣はそれだとおっしゃるのだが、結局その結果は、具体的にどうなるか、結局その結果は、具体的にどうなるか、結局その結果は、具体的にどうなるか。

○一萬田國務大臣 これは今日の経済的な機構の問題、それから経済についての主義といいますが、フリー・プリンスプルの上ではどうしても競争が行われますから、ある程度いろいろ問題はあると思います。それは私率直に認めますが、今後そういう点で十分留意しながら、金利が下ると貸し出し競争も起ってくるのであります。またほかの分野を侵すということもあり得るのです。ですから、金融機関の業務分野の調整ということを取り上げておるわけでありまして、これらも調査会ができましたら、調査会にかけまして、十分衆知を集めてやっていきたいと思います。かように考えております。

○横越委員 資金量をやすすといふこと、それから金利を下げるということ、この二つの具体的なものとして、歳入代理店を認める、あるいは日銀との取引をさせる、こういう道を相銀それから信用金庫の連合会に対して開くならば、大臣が苦勞しなくても、打ち出したところの対策でもって金利は自然に下ってくる、こういうふうには考えられるのですが、これをやった場合に、これらの金利は下りませんか、どうでしよう。

○一萬田國務大臣 それはたとえ最終直後のような情勢ではそういうこととは言えます。なぜかという、市場金利に対して日本銀行の金利は安いか、日本銀行から安い金を借りて、それを運用資金にするのですから安く貸します。ところが最近はその安くないで、むしろ市場金利の方が安くて、中央銀行の金利を高く持つていく、こういう政策をとっておるのでありますから、日本銀行から金を借りても、それを運用して利益が上るといふふうには考えない方がよろしく、かように考えております。

○横越委員 日銀から金を貸しておるのには幾らでしたか。

○東條政府委員 お説のように、日本銀行の手形の貸付の金利はいろいろありますが、典型的なものといいたしまして、商業手形割引の場合を申し上げますと、現在は二銭であります。それから横越委員の御質問の中にあり、今大臣の御答弁になった通りであります。か、現在の制度を改めようとするならば、これはまた国庫制度の問題として、そういう観点も十分に検討いたさなければならぬ問題であります。現在の預託金を、中小企業の金融関係の資金コストを下げる目的のためにだけ問題を限定いたしまして、国庫制度に影響を及ぼしますような問題を考えることもよほど問題である、こういうふうにご考慮をいたします。

○横越委員 手形の取引は二銭と言われたのですが、もっと安いのがあれば、ずだと思つておるわけですか。

○東條政府委員 それは貿易関係でありまして、たとえば外国為替引き当て貸付制度でございますれば、これはロンドンやニューヨークの市場金利というものを目安に置いておるわけでございます。それから輸出の関係でございますれば、一銭六厘あるいは一銭七厘というものがあつたが、これは先ほど申し上げましたように、いわば貿易に伴います特殊の金利、かように御承知をいただきます。二銭よりも安いものはまだたくさんあるでしよう。

○東條政府委員 私が申し上げておりますように、外国為替引き当て貸付制度でありますとか、あるいは輸出でありますとか、そういう特殊の貿易関係のみでございます。

○横越委員 市中銀行が金が足りなくなつて日銀から援助を仰ぎますと、この場合にいろいろ段階がありますが、これは幾らでありますか。

○東條政府委員 横越委員のお話であります。高率適用制度のお話かと思つておるが、それは逆に二銭よりはむしろ高くなるわけでありまして、私も今行われておりますのは、先ほど申し上げておりましたように、貿易関係を除きますれば、二銭以下の貿易関係でないものはちよつと私申し上げかねます。ないと思つておるわけでございます。

○横越委員 これらの金利の引き下げ、あるいは資金量をやすすという点、こういうことのために歳入の代理店あるいは日銀との取引を行つたら、具体的にこれらの問題は解決がつく、こういうふうにおつておるわけですか。

○横越委員 今大臣は、敗戦の責任がさながら私個人にあるようなことを言

す。ところが当局の方としては、なかなかこれを認めようとしていない、これはなぜ認められないのですか。

○一萬田國務大臣 日本銀行から金を借りて金融機関が金を貸そうなんということ自体が、大へん間違ひなんです。そういうことをやれば大へんなことです。なぜ大へんかといふことは申し上げるまでもありませんので申し上げます。

○横越委員 国庫制度等については、これは先ほど局長からお話がありましたように、国庫制度としての問題がまた多々ありますから、十分検討したいと思つておる。

○横越委員 日本銀行から金を借りるという精神がよくないといふふうには言われましたが、戦後十年の間、それでは日本の金融といふものは一体何をやっておつたか、十年間といふものを二億三億といふ金を日銀から出して、これで今日の普通銀行といふもの基礎を作つたのじゃないですか。

○一萬田國務大臣 私はあまりこつこつと申すけれども、それなら敗戦後一体日本の国情はどうであつたのでございませぬ。私はあまりいろいろいふことについて申し上げたのであります。これは御承知のように、あつた戦争をしまして、あつた負け方をしまして、資本は一切ふつ飛んだ。しかも人間はやはり生きていかなければならぬ。それなら一体国民は食わず飲まず働かず、それでいけたであらうございませぬ。これはやはりやむを得ないので

す。

○横越委員 今大臣は、敗戦の責任がさながら私個人にあるようなことを言

す。ところが当局の方としては、なかなかこれを認めようとしていない、これはなぜ認められないのですか。

○一萬田國務大臣 それは、たとえ最終直後のような情勢ではそういうこととは言えます。なぜかという、市場金利に対して日本銀行の金利は安いか、日本銀行から安い金を借りて、それを運用資金にするのですから安く貸します。ところが最近はその安くないで、むしろ市場金利の方が安くて、中央銀行の金利を高く持つていく、こういう政策をとっておるのでありますから、日本銀行から金を借りても、それを運用して利益が上るといふふうには考えない方がよろしく、かように考えております。

○横越委員 日銀から金を貸しておるのには幾らでしたか。

○東條政府委員 お説のように、日本銀行の手形の貸付の金利はいろいろありますが、典型的なものといいたしまして、商業手形割引の場合を申し上げますと、現在は二銭であります。それから横越委員の御質問の中にあり、今大臣の御答弁になった通りであります。か、現在の制度を改めようとするならば、これはまた国庫制度の問題として、そういう観点も十分に検討いたさなければならぬ問題であります。現在の預託金を、中小企業の金融関係の資金コストを下げる目的のためにだけ問題を限定いたしまして、国庫制度に影響を及ぼしますような問題を考えることもよほど問題である、こういうふうにご考慮をいたします。

○横越委員 手形の取引は二銭と言われたのですが、もっと安いのがあれば、ずだと思つておるわけですか。

○東條政府委員 それは貿易関係でありまして、たとえば外国為替引き当て貸付制度でございますれば、これはロンドンやニューヨークの市場金利というものを目安に置いておるわけでございます。それから輸出の関係でございますれば、一銭六厘あるいは一銭七厘というものがあつたが、これは先ほど申し上げましたように、いわば貿易に伴います特殊の金利、かように御承知をいただきます。二銭よりも安いものはまだたくさんあるでしよう。

○東條政府委員 私が申し上げておりますように、外国為替引き当て貸付制度でありますとか、あるいは輸出でありますとか、そういう特殊の貿易関係のみでございます。

○横越委員 市中銀行が金が足りなくなつて日銀から援助を仰ぎますと、この場合にいろいろ段階がありますが、これは幾らでありますか。

○東條政府委員 横越委員のお話であります。高率適用制度のお話かと思つておるが、それは逆に二銭よりはむしろ高くなるわけでありまして、私も今行われておりますのは、先ほど申し上げておりましたように、貿易関係を除きますれば、二銭以下の貿易関係でないものはちよつと私申し上げかねます。ないと思つておるわけでございます。

○横越委員 これらの金利の引き下げ、あるいは資金量をやすすという点、こういうことのために歳入の代理店あるいは日銀との取引を行つたら、具体的にこれらの問題は解決がつく、こういうふうにおつておるわけですか。

○横越委員 今大臣は、敗戦の責任がさながら私個人にあるようなことを言

す。ところが当局の方としては、なかなかこれを認めようとしていない、これはなぜ認められないのですか。

われませんが、それではなくて、問題は、十年間日銀が当局と一緒になつて、日本の普通銀行の基礎というものを強力に築き上げてきた、そして今日これができ上がったところ、今度はもう日銀から金を借りるなどという精神はよくないというの、これは少し勝手過ぎるんじゃないですか。そうではなくて、銀行というものは大臣が全部これを免許している、信用金庫に至るまで大蔵大臣の免許だ。しからば免許をするならば、私は公平に全部の機関というものを育てなければいかぬのじゃないか、その点についてどうだと言つたところ、大臣は健全に育てたい、こゝういふに言つておる。ところが現在の姿というものはどうだといふと、十年間普通銀行に対しては營々として日銀から援助をつぎ込んで、今日ももうみな一本立ちになつて、金はあり余つているといふところまで来たならば、今度は金を借りる政策などというものはけしからぬ。こゝういふふりな考え方は、少し勝手過ぎる見解じゃないですか。大臣が免許をしたその免許の当事者に対して、もう少し政策というものは公平にしたいだきたい。その政策というものが今度は全国民に対する対策となつて、金融制度が私は円滑に流れる理由だと思ふ。こゝが非常に問題点だと思ふので、大臣、焦点をはずさずに御答弁をいただきたい。

○一萬田國務大臣 この日本銀行との取引関係は、申すまでもありませんが、金融機関等の一時の資金の過不足を調整する意味におきまして一時借り入れをする、こゝういふことで、大蔵大臣が一々金融界に認可を与えていてはないか、むろん認可したのはその通りでありませぬ。しかしその場合も、認可するのには、銀行であればこゝういふふうにして預金を取る見込みがある、この預金を資金としてこゝういふふう運用して、こゝういふふうな経理が成り立つ、その見込みだからやつてくれ、日本銀行から借り入れをするなんてありはしません。そゝういふふうにするに預金銀行は預金、債券を発行する銀行は債券、かようにいたしまして、それが実現するように大蔵省としては指導をし、監督もいたしておるわけでありませぬ。またその後ほかの事情でいろいろと金融界に支障がある場合に、それをどういふふうにするか、これは具体的な場合において、あるいは将来すで見通しがつくことにおいては、一般的な問題として金融機関をどういふふうにするべきかといふような問題を取り上げていくのであります。

○横銭委員 大臣は一時の借り入れだといふふうには簡単に言いますが、日銀との間の当座貸し越しの制度を認めておるといふこと、これは銀行にとつては重大なる血路です。普通銀行といふものは、現在支払い準備金を一銭も持たないで、それでも支払いに事を欠くような場合には、当座貸し越しの制度というパイプを通じて生きていくことができる。ところがほかの銀行にはこれを許さぬのでしよう。相銀には許さない、信用金庫には許さない、このことのために、大体三〇%を支払い準備として残しておかなければならぬ。従つて三〇%を別にいたしまして、あとの七〇%を回していかなければならぬ。ここにコストの高い理由が出てくる。それはお説のように、免許をする場合には、こゝういふふうな地域でこゝういふふうなものを対象としてやれといふことを理由にして免許しておるのだから、それはそれなりで私は意義があると思ふ。あるのはあるけれども、今日の政策というものが、金利引き下げをする、そのためにしわ寄せがぐんぐんと下に来て、相銀や信用金庫が苦しくなる。しかも苦しくなつておる原因といふものは、日銀が今日まで戦後十年間というものを營々として普通銀行を育てて、普通銀行といふものがしつかりした巨大なものになつて、その結果今日こゝう苦しくなつておるとしたならば、これは相銀や金庫に対して何らかの道を開くのが当然であります。もし大臣が言うように、あれは一時の借り入れだといふふうな、こともなげな問題であるならば、これらになぜ認めないのですか。もし相銀や金庫に三年間貸し越しの制度や日銀との取引を認めたらば、これははるばるに立ち直るし、しつかりとしたものになつて、日本の金利政策の上に貢献することが大きい、私はそゝう考へる。大臣いかがですか。

○一萬田國務大臣 むろん日本銀行と取引先の間には貸し越しはあります。それも一時なんです。この貸し越しが利用される、昔は内國為替取引の場合において大体使われておつたのであります。今日では、内國為替取引が集中決済になつております。従いまして、各地でいろいろと取り立てが行われておる、それが手形交換に回つてくる、予測し得ない。そゝうすると交換じりでは、当然日本銀行の当座預金を通じて落さなければならぬが、足らぬ場合がある。落さぬと手形交換をやり直さなければならぬ。手形交換は全体の金融機関に効力がある。そゝうすると、その不足分を一時貸し越しで落させる。そゝうすると一方、金があれば持つてこさせるし、ないなら一方普通の貸し出し、いわゆる貸し出しを起して、その金でその貸し越しを落させる。落さぬと、貸し越しは日歩も高いですから、もしもこれをそのままにしておくと、日歩四銭くらいまでもとられる。非常な罰金制度にもなつておりますから、決してこの貸し越し契約があつて、貸し越しでどしどし金を出しているといふ事実はありません。

○横銭委員 植木を植えた場合にも、根がまだつかない間は、添え木をして雨風から防ぐ方法をとつておる。大きな木になつて、もう何年という成長をしているものに対しては、そゝういふふうな添え木をする必要はないといふのが、植木を植える場合の常識です。ところが金融機関の場合には、普通銀行のよりの百年の歴史を持つておるものに対して、日銀の給血路を開いておいて、相銀とか信用金庫のよりの五、六年の歴史しかない、植木で言うならば植えたばかりで、根のついていないものに対して、添え木を許さないといふことですね。これではもの順逆といふものが立つていないではないか。しかもこれを許さない理由といふものは、明確なものがないと思ふ。法律にもない。当局の方の考えただけで現在普通銀行だけを育てて、その次のものはもつてお前勝手次第に何とかやつていけといふ政策であつて、助成策といふものを積極的に講じない。これではいかぬ。今日の金融制度調査会に當つても、具体的にこの問題も出しておらぬいし、解決策ももつておらぬ。そゝうでなくて、もつとこの問題は、今日の日本の金利をどうするか、日本の金融制度をどうするかを考へるならば、当然この問題に対して解決点を出すべきだ。これが簡単なものであつたならば、なぜ日銀の当座貸し越しをこれらの機関に認めない。認めたらいいじゃないか。そゝうすると、りっぱにこの日本の金融制度といふものは前進しますよ。さらに伺いたい。

○一萬田國務大臣 何だか中央銀行論みたいになりまして、非常に恐縮します。であるのであります。御承知のように中央銀行は発券銀行でありまして、日銀の出すお札に、すべて日本の価値といふものが表現される。われわれがこの頭で働き、足で働き、手で働いても、結局は一日の労働価値といふものが、報酬といふものは、日本銀行券で評価する。そゝうすると、日本銀行券の価値が動かない、絶大な信用を持つておること、これがすべてにある意味において優越する。金融問題では優越する一番根本問題。そゝうしますと、この日本銀行がどういふものと取引をしておるかといふことは、これはまた重大な問題です。ですから、中央銀行といふものはどういふふうな取引を持つべきかといふ基本問題、それについてはいろいろ意見もありましよう。あります。これはもう各国のこの常識において、そゝういふふうな別個なものが困るからこれをいかにするかといふことは、別個な政治問題だ。それを救済してもよろしい、あるいは財政的措置をとつてもよろしいが、それを中央銀行に持つてくることは、私は非常に慎重に御考慮をお願いしたい。

○松原委員長 ちよつと横銭さん、大臣は閣議が始まっておるので出たいと言っておられますから、簡単に願います。

○横銭委員 またあらためて質問しますが、大臣、今の大臣の答弁は、普通銀行に対して二千億も三千億も融資をしないで、どこの銀行に対してもこの当座貸し越しなんかはやらないのだという事ならば、私はその意見はりっぱな意見だと思ふ。ところが普通銀行に対してはそういうことをして、十分な援助をして、その日程が終わったら、今度はこういふ道は開かないのだというのでは、大蔵大臣の答弁としては、私はちよつとへんばに過ぎると思ふ。そうではなくて、そういうふうなことをやると、今日の普通銀行が立ち直つてりっぱな金融機関になつた。だとするならば、他の金融機関にもなぜやらないか。日銀との取引という事はきわめて大へんな問題だとおっしゃるけれども、大臣はこの金融機関の免許に対して二つに分けておる。日本の国にとって大切な金融機関は、大蔵大臣の免許にしておる。その次の地方的な、位の低いといつてはちよつと語弊がありますが、その次のクラスのものに対しては、府県知事の免許にして、これは明確に区分しておる。従つて大蔵大臣のこの免許した機関というものは、日銀と取引して何ら差しつかえない。差しつかえないといふことを認めるからこそ、大蔵大臣が免許しておるはずなんだ。従つてそういうものに対して、これは免許したけれども、お前は私生児であつて、普通銀行だけが嫡出子だといふような取扱ひをするといふことは、私は少しおかしいと思ふ。この点

は一つ、最初の質問で承つたように、公平に各金融機関を取り扱ふという点でもつて、大臣の再考慮をわすらわれない。

○松原委員長 横銭君の大臣に対する質問はなお保留することにいたしました。次に春日一幸君。

○春日委員 中小企業金融公庫の問題につきまして、坂口総裁にお伺ひいたしたいと存じます。申し上げるまでもなく、あなたの公庫は、国の財政資金によつてその事業が行われておるのであります。従ひまして、当然資金の貸し出し……（発言する者あり）委員長、本日は散会願ひましようかね。騒擾にたえないのです。一つ静粛にやつてもらはぬかと、こういう環境のもとにおいては、僕は質問を続行できませんから、僕は動議を出さ……国の財政資金によつて弁せられておられます立場において、むしろその貸し出しについては厳密にお取り扱ひを願わなければならぬが、同時にその業務の運営もまた特に厳密に管理がなされなければならぬと私は存するのであります。ところが私も権威ある筋から受けたところの陳情によりますと、必ずしも公庫の内部の、すなわち運営管理、人事管理といふものは適切に行われていないかのごとき印象が強く受けられるのであります。

そこで私が最初あなたにお伺ひいたしたいことは、少くとも最近において、職員組合から、これらの人事問題あるいは給与問題等について、何らかの要請を受けられたことがあるかどうか。あらば、その内容はどういふものであつたか。さらにそれに対していかなる回答をなし、処理がなされて

おるのであるか、まずこの一点をお伺ひいたします。

○坂口説明員 私どもの公庫の職員組合は、昨年十一月ごろにできたのじゃないかと存じております。十二月に年末の資金等につきまして陳情がございまして、大体組合側とよく話し合ひまして、それは片づきましてございまして。その後本年になりましてから、今お話しのように、公庫が円満にりっぱに育つていきますように、人事につきましても、諸種の点について注意を願ひたいという意味の數項目にわたる要求がございまして、これにつきましてもよく話し合ひまして、書面をもつて組合の方にも回答いたし、組合の方も十分了解してくれたように考えております。ただいまでは、私どもの職場に不明朗な点はなく、むしろ非常に明朗な職場だと私も信じておりますし、組合の方も信じておると思ひます。

○春日委員 私どもは、単なるデマゴギーや、単なる風説のつとつて、この権威ある席において発言をいたしておるのではありません。職員組合がはなはだ満足して、不平等なく、その問題について了解しておるとあなたは独断をしていらつしやるけれども、このことこそが最も危険なことであり、この点についてあなたの大なる反省と考慮をわすらわなければならぬことと存するのであります。あなたのそういう答弁にもかかりませぬ、権威ある筋の申述によりますと、職員組合は二月三日、そういう問題について要求を行なつたが、その回答は不誠意きわまるものである、こういう工合に言つておるわけでありませぬから、あなたが釈然と了解し、円満に人事が把握され

ておるといふ理解と全然相反する現状が彼らの側に行われておるといふふうにわれわれは考えなければならぬと思ふのであります。

そこで私は、まず具体的な事柄をお伺ひいたしますが、当然あなたの機関は全額財政資金によつて弁せられておるわけでありませぬから、これは純粹の官公庁と同じ性格を有する機関であります。そこで他の国家機関が行なつておりますと同じように、給与については、何らかの給与体系、あるいは給与の決定基準となるようなものが、制度として設定されたものがあるかどうか、まずこの点をお伺ひいたします。

○坂口説明員 私どもの公庫は、御指摘のように全額政府出資でございますが、その意味で、公務員の方でございます。おられますように、号俸制とか、ああいうものはいましておりませぬ。大体普通の金融機関がやっておりますように、何号俸々々といふのでなく、月俸幾らといふふうにきめております。そういう意味では号俸制といふものはない、そういう意味でお尋ねがあつたのじゃないかと思ふのですが、これは持つておりませぬ。

○春日委員 私は、別に官公庁の公務員の給与制度にそのまま恪順した給与制度を設けたかどうか、そんなことを聞いておるのじゃない。もとよりあなた方は、純粹に国家機関ではありませぬけれども、公務員ではあるいはないかもしれない。従つて公庫自体の給与体系、給与決定基準が設定されてしかるべきではございませぬけれども、しかし現実にはその基準となるべきものがあるかどうか、独自のものがあるかどう

か、それを伺つておるのであります。私が冒頭申し上げました通り、これは百パーセント国民の血税によつてまかなわれておるところのものでありますから、そこに採用される者が、何らかの基準によつて処理されるということのは当然のことである。従つて公庫の独自の基準となるべきものがそこに設定されておるかどうか、この点をお伺ひいたします。

○坂口説明員 先ほどのお答え、少し間違つていたようであります。基準をいたしましたは、給与の最低、最高、その間の昇給の基準、それから私の方は本俸と職務手当、勤務地手当と分れておりますので、たとえば職務手当につきましては、どういふふうにとりよるな基準を設けております。

○春日委員 そういふ基準が設けられて、しかもそれは全従業員に公開告示してあるかどうか、それとも、それは秘密で、あなたの手元に蔵せられておるかどうか、この点をお伺ひいたします。

○坂口説明員 ある程度従業員は存じているはずであります。

○春日委員 ある程度とは一体何でありますか。ある者、たとえは理事とか監事とかいふような重役の立場にある者は知つておつて、他の一般従業員は知らないのか。ある程度知らしめられていて、ある程度知らしめられていないか。あるいは必要は一体どこにありますか。なぜそれが公開告示されて、従業員の給与の基準となるものが彼らに示されないのか。示すとどういふ弊害を伴うものなのか。申し上げるまでもなく、政府出資の金融機関は、どこでもおおむねそういう給与体系、給与決定基準といふものは公開告示されて



公庫固有の人事管理がとられなければならぬのであり、これが事業草創のときならば、人材を集めることの困難性等から考へて、特に他の機関からの出向人事ということも当面やむを得ないことであつたかもしれませんが、二年、三年とたつた本日、なおこういふ事柄がもう慣例的に行われておるといふことは、私は非常に疑義があると思ふ。出向人事を今後いかに処理されていくつもりであるか。特に伺ひをいたしたいことは、三十一年度予算を基いて、高松、広島、金沢、仙台、四支店が設けられて、相当新規の人材を必要とするであろうと思ふが、こういふような主要人事の任命は、今までの方針によつて、出向人事にウエイトを置くか、それとも固有人事をとるか、總裁の決意、方針を伺つておきたい。

○坂口説明員 私も今春日さんのおつしやつたように、固有の職員をもつてやるようにしたい、全体についてそういう方向に持つていきたい、こう考へております。ただこれまで、固有の職員を養成していく関係からも、他の金融機関からの援助を受けるというような方法をとつて参りましたが、なるべくこの固有の職員を早く養成していくことに全力を注ぎたいと思ひます。今回四支店を作りまして、今固有の職員のうちその適任者を見ますれば、その適任者をこれに充てていきたいと思ひますが、何分にも全部にこれを充てることは困難じゃないかといふことも考へておりますので、ただいまその研究をしておる間でございます。

○春日委員 私は、あなたが初代總裁としてずっとこの困難な事業をやつてこられた功績には、私は敬意を表する

にやぶさかではありませんけれども、しかし寄り合い世帯で当面の仕事をするのはやめて、もう三年たつていゝのだから、本腰を入れてその仕事に徹するといふことでなければならぬ。私は、適當な機会にあなたの方針も転換がなされなければならぬと思ふ。それで今の御答弁によりますと、なかならず、固有人事は得られないものについてはやはり出向人事を仰ごう、こういふような腰のすわらないような御答弁でありますけれども、あなたに國家が負託したしておりますところの内容は大へんに大きい。そういう大きな重責を果すためには、まず人事の管掌といふことが特に重大であろうと私は思ふ。そういうようなときには、よそから人を借りてくる——今日日本は朝鮮銀行も整理されるし、あるいは台湾銀行も閉鎖機関になり、朝鮮殖産銀行も閉鎖されている。金融に経験のある者はたくさんいる。なければ、私が三百人くらいはあつせんしてあげるのだが……、こういうようなときに、あなたがあくまで日銀から引つぱつてきたり、あるいはまた通産から引つぱつてきたり、あるいは商工中金から引つぱつてきたり、こういうような自分の氣にいった部下を使おうといふところに、派閥だとか、セクトだとか、そうしてそういうような争いから、ごつごつした経営という非難が生れてくるわけなんです。私はあなたが公庫の使命の重大さを痛感されたならば、よそから人を借りるようなそんなことでなく、特に固有人事、すなわち公庫の主体性を明確に打ち出す、そういう人事管理がなされなければならぬと思ふ。この点は一

つ十分御考慮を願ひたいと思ひます。のみならず、この資料に基いて警告をいたしておきたいのであります。このうら出向人事の弊害がどういふ面に現われてくるかと申しますと、私の資料によりますと、通産省の元課長補佐で、当時の公務員一般職俸給の十級四号俸、二万二千円であつた者が、出向人事であなたの方へ来ると、一躍本俸が四万九千円になつて、手当を入れると手取りは七万円近くになる。すなわち二万二千円であつた者が、あなたの方へかかつてきただけで、結局手取りが七万円になる。こういうようなわけ、日銀、通産、商工中金、閣というような連中はなほまだ優位な立場に置かれ、そうでない者はいつまでも下積みであつて、なおかつ低給に甘じなければならない、こういうような状況もこの資料は添えておるのであります。こういうような遺憾の情勢から判断いたしますと、あなたが國家から背負つておるところの責任というものは、むろん公正にかつ能率的に金の貸し出しもしてもらわなければならぬけれども、その業務成績以前に、まず人事管理、運営管理、これをもつと円滑に行なつてもらわなければ私は非常に困ると思ふ。なおこの資料の中には、不当な貸付や滞滞やその他いろいろの問題がありますけれども、これらの問題については、事個人に関する問題だから、いづれこれに目を改めてさらに検討を加へることいたしました。本日は触れませんが、公庫總裁坂口君が今果しておられるところのその業務成績というものは、必ずしも國民の信託にこたへるものではない。少くとも労働組合に対して、他の金融機

関がなし得るところの給与体系の明示が不得ないといふはずはない。公正にして妥當なものを出せば、どのような交渉があろうとも、それに対する応待の根拠があり得るはずと思ふのだが、そういうものを示せと言つても示さない。大体の方向だけ示した——大体の方向を示すというよりなことでもなく、三年たてばそんな基準ができていいと思ふし、また作らなければならぬ。作ることがあなたの責任である。だから私は、そういうような立場から、公庫の人事管理というよりなもの、もう少し適切に公正に妥當にされることを強く要望いたします。本日は時間でもありますが一応終つて、私の質問を留保いたします。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は明十三日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

昭和三十一年四月十六日印刷

昭和三十一年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局